

環政計発第 110905002 号  
平成 23 年 9 月 5 日

各中核市・特例市の長 殿

環境省総合環境政策局長

中核市・特例市グリーンニューディール基金事業実施要領の一部改正について  
(通知)

「平成 21 年度地域環境保全対策費補助金（中核市・特例市グリーンニューディール基金）交付要綱（平成 22 年 1 月 28 日付け環政計発第 100128001 号環境事務次官通知）に基づく、「地域グリーンニューディール基金事業実施要領」の一部を別紙のとおり改正したので通知する。

「中核市・特例市グリーンニューディール基金事業実施要領(平成22年1月28日付け環政計発第100128001号)」の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第1～第3 略</p> <p>第4 基金事業に要する経費 基金事業に要する経費は、次により算出した額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。<u>ただし、基金事業の精算時において生じた1,000円未満の端数はこの限りでない。</u>)とする。なお、対象経費の内容については、別表第2及び別表第3を参照すること。</p> <p>1.～4. 略</p> <p>第5 基金の運営 1.～8. 略 9. <u>基金事業の実施期限の延長等</u> 中核市等は、<u>やむを得ない事情により平成23年度末までに基金事業が終了しないと見込まれる場合には、中核市・特例市グリーンニューディール基金事業実施期限延長報告書(別紙様式第6号)を総合環境政策局長に提出し、その指示を受け、平成24年度末まで実施期限を延長することができる。</u></p> <p>10. 基金事業の終了等 (1) 基金事業の実施期限は、平成23年度末までとする。ただし、平成23年度末まで実施した基金事業に係る精算手続きについては、平成24年5月末までとする。</p> <p>なお、<u>基金事業の実施期限を延長した</u></p>	<p>第1～第3 略</p> <p>第4 基金事業に要する経費 基金事業に要する経費は、次により算出した額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)とする。なお、対象経費の内容については、別表第2及び別表第3を参照すること。</p> <p>1.～4. 略</p> <p>第5 基金の運営 1.～8. 略</p> <p>9. 基金事業の終了等 (1) 基金事業の実施期限は、平成23年度末までとする。ただし、平成23年度末まで実施した基金事業に係る精算手続きについては、平成24年5月末までとする。</p>

<p><u>場合は、「平成 23 年度末」を「平成 24 年度末」と、「平成 24 年 5 月末」を「平成 25 年 5 月末」と読み替えるものとする。</u></p> <p>( 2 ) ~ ( 5 ) 略</p> <p><u>1 1 . 基金事業の経理等 略</u></p> <p><u>1 2 . 基金事業の検査等 略</u></p> <p>第 6 ~ 第 8 略</p> <p>第 9 基金事業の実績報告</p> <p>( 1 ) 中核市等は、基金事業が全て終了したとき又は平成 23 年度末を経過したときは、その日(ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。)から 1 か月以内に中核市・特例市グリーンニューディール基金事業実績報告書(別紙様式 7 号)を作成し、環境省総合環境政策局長に提出しなければならないものとする。</p> <p><u>なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、「平成 23 年度末」を「平成 24 年度末」と読み替えるものとする。</u></p> <p>( 2 ) ~ ( 3 ) 略</p> <p>第 1 1 ~ 第 1 2 略</p> <p><u>別紙様式 7</u></p> <p>書式 略</p> <p><u>( 注 ) 実施期限を延長した場合には、平成 23 年度の右欄に平成 24 年度の欄を追加する。</u></p>	<p>( 2 ) ~ ( 5 ) 略</p> <p>1 0 . 基金事業の経理等 略</p> <p>1 1 . 基金事業の検査等 略</p> <p>第 6 ~ 第 8 略</p> <p>第 9 基金事業の実績報告</p> <p>( 1 ) 中核市等は、基金事業が全て終了したとき又は平成 23 年度末を経過したときは、その日(ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。)から 1 か月以内に中核市・特例市グリーンニューディール基金事業実績報告書(別紙様式 6 号)を作成し、環境省総合環境政策局長に提出しなければならないものとする。</p> <p>( 2 ) ~ ( 3 ) 略</p> <p>第 1 1 ~ 第 1 2 略</p> <p>別紙様式 6</p> <p>書式 略</p>
--	--

## 中核市・特例市グリーンニューディール基金事業実施要領

### 第1 趣旨

地域環境保全対策費補助金（以下「補助金」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市又は地方自治法第252条の26の3第1項の特例市（以下「中核市等」という。）に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、以下「地球温暖化対策推進法」という。）第20条の3に規定する地方公共団体実行計画に基づく地域の取組を支援するために必要な事業（以下「基金事業」という。）を実施し、地域における低炭素化を推進することを目的とする。

### 第2 運営主体

基金の運営主体は、中核市又は特例市とする。

### 第3 基金事業の内容

基金事業は、補助金により中核市等において造成された基金を活用して中核市等が行う次の事業とする。なお、対象事業の範囲については、別表第1を参照すること。

#### 1. 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業

地球温暖化対策推進法第20条の3に規定する地方公共団体実行計画に盛り込まれる、又は今後盛り込まれることが想定される事業であって次の各号に該当する事業

公共施設省エネ・グリーン化推進事業

民間施設省エネ・グリーン化推進事業

地域環境整備支援事業

廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業

その他環境大臣が必要と認める事業

### 第4 基金事業に要する経費

基金事業に要する経費は、次により算出した額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、基金事業の精算時において生じた1,000円未満の端数はこの限りでない。）とする。なお、対象経費の内容については、別表第2及び別表第3を参照すること。

#### 1. 第3の1の、1の及び1の（民間事業者等が中核市等の補助を受けて実施する事業を除く）に定める事業

当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額の定額。

#### 2. 第3の1の、1の及び1の に定める事業のうち民間事業者等が中核市等の補助を受けて実施する事業

当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1

を乗じて得た額を上限とする額。

## 第5 基金の運営

### 1. 基金の造成

基金は、平成21年度地域環境保全対策費補助金（中核市・特例市グリーンニューディール基金）交付要綱（平成22年1月28日付け環政計発第100128001号。以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて造成するものとする。その交付の申請は、交付要綱で定める交付申請書に關係書類を添えて、平成22年3月26日までに環境大臣に提出して行うものとする。ただし、基金の造成にあたり、議会の議決を必要とする場合で、本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、別途環境大臣が認める日までとする。

### 2. 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得

金融機関への預金

信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

### 3. 基金の果実

基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れ、基金事業に要する経費に充てることができる。

### 4. 基金の取崩しの制限

基金（基金の運用によって生じた果実を含む）は、第3に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。

### 5. 基金の残額の取扱い

中核市等は、計画されている基金事業が全て終了したときに、基金に残額がある場合は国費相当額を国庫に返還しなければならない。

### 6. 基金事業の事業計画等

(1) 中核市等は、補助金の交付申請時に中核市・特例市グリーンニューディール基金事業計画書（全体）（別紙様式第1号）を、各事業年度の開始前（平成21年度にあつては補助金の交付申請時）に中核市・特例市グリーンニューディール基金事業計画書（各年度）（別紙様式第2号）を作成し、環境省総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。

(2) 中核市等は、前項の計画を変更しようとする場合には、あらかじめ中核市・特例市グリーンニューディール基金事業計画変更書（別紙様式第3号）を作成し、環境省総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるものとする。ただし、基金事業の個別事業相互間における、事業費の2割以内の流用である場合には、この限りでない。

(3) 中核市等は、毎年度末に、当該年度に実施した基金事業について中核市・特例市グリーンニューディール基金事業状況報告書（別紙様式第4号）を作成し、当該

年度末の翌々月 20 日までに、環境省総合環境政策局長に提出するとともに、その内容を公表するものとする。

#### 7. 基金事業の中止又は廃止

(1) 中核市等は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中核市・特例市グリーンニューディール基金事業中止(廃止)承認申請書(別紙様式第5号)を作成し、環境省総合環境政策局長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

(2) 環境省総合環境政策局長は、(1)を承認する場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

#### 8. 基金事業の事故の報告

中核市等は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに環境省総合環境政策局長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 9. 基金事業の実施期限の延長等

中核市等は、やむを得ない事情により平成 23 年度末までに基金事業が終了しないと見込まれる場合には、中核市・特例市グリーンニューディール基金事業実施期限延長報告書(別紙様式第6号)を総合環境政策局長に提出し、その指示を受け、平成 24 年度末まで実施期限を延長することができる。

#### 10. 基金事業の終了等

(1) 基金事業の実施期限は、平成 23 年度末までとする。ただし、平成 23 年度末まで実施した基金事業に係る精算手続きについては、平成 24 年 5 月末までとする。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、「平成 23 年度末」を「平成 24 年度末」と、「平成 24 年 5 月末」を「平成 25 年 5 月末」と読み替えるものとする。

(2) 環境大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命じることができるものとする。

中核市等が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。) 交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

中核市等が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

中核市等が、基金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

その他基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 環境大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、環境大臣は未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金の解散後において、事業実施者等から基金への返還があった場合には、こ

れを国庫に納付しなければならない。

#### 1.1. 基金事業の経理等

(1) 基金は他の基金とは別に経理をしなければならない。

(2) 中核市等は、基金事業の経理について、経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

(3) 中核市等は、(2)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業の完了した日(第5の7による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第5の9による基金事業の終了を命ぜられた場合を含む。)の属する会計年度の終了後5年間、環境省総合環境政策局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

#### 1.2. 基金事業の検査等

(1) 環境大臣は、基金事業の適正を期するために必要があるときは、中核市等に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 環境大臣は、(1)の調査により、適化法、適化法施行令、交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、中核市等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

### 第6 基金事業の実施の方法

#### 1. 契約等

中核市等における基金事業の実施に係る契約の際には、中核市等の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、中核市等の財務規則等に基づき、契約するものとする。

#### 2. 補助事業

中核市等は、基金事業の実施に係る補助の際には、交付申請その他の手続き等の補助要綱等を定め、実施するものとする。この場合、交付の条件として、適化法、適化法施行令、交付要綱及びこの要領に定める事項を付さなければならない。

### 第7 事業の上積み

中核市等は、第3の規定による基金事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

### 第8 事業効果の把握

#### 1. 温室効果ガス削減量の把握

中核市等は基金事業を実施する場合には、事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握するものとする。また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供するものとする。

## 2. 雇用効果の把握

中核市等は基金事業を実施する場合には、直接的な雇用効果を把握するものとする。また、環境省の求めに応じて、これらの情報を提供するものとする。

## 第9 基金事業の実績報告

(1) 中核市等は、基金事業が全て終了したとき又は平成23年度末を経過したときは、その日(ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間末日。)から1か月以内に中核市・特例市グリーンニューディール基金事業実績報告書(別紙様式7号)を作成し、環境省総合環境政策局長に提出しなければならないものとする。

なお、基金事業の実施期限を延長した場合は、「平成23年度末」を「平成24年度末」と読み替えるものとする。

(2) 環境大臣は、(1)の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、中核市等に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。

(3) 環境大臣は、(2)の調査により、適化法、適化法施行令、交付要綱若しくはこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、中核市等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

## 第10 財産の管理等

(1) 中核市等は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(2) 環境大臣は、中核市等が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。

## 第11 財産の処分の制限

(1) 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

(2) 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。

(3) 中核市等は、(2)の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める様式1による申請書を、また包括承認事項に係るものについては様式2による申請書をあらかじめ環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。



( 4 ) 第 1 0 の ( 2 ) の規定は、( 3 ) の承認をする場合において準用する。

( 5 ) ( 4 ) の納付については、交付要綱第 1 4 条第 3 項の規定を準用する。

## 第 1 2 その他

この要領に定めるもののほか、基金事業に関し必要な事項は、環境省総合環境政策局長が定めるものとする。

別表第 1

事業項目	事業名	事業内容
地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業	公共施設省エネ・グリーン化推進事業	中核市等が自ら実施する事業であって、中核市等の施設・設備として省エネ施設又は設備を複合的又は一体的に整備する事業及び付随する事業
	民間施設省エネ・グリーン化推進事業	中核市等が民間事業者等への補助により実施する事業であって、民間事業者等の施設・設備として省エネ施設又は設備を複合的又は一体的に整備する事業及び付随する事業
	地域環境整備支援事業	中核市等が自ら又は民間事業者等への補助により実施する事業であって、地域における公共交通機関の利用者の利便の増進等に資する代替交通手段を整備する地域独自の事業及び付随する事業
	廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業	中核市等が自ら又は民間事業者等への補助により実施する事業であって、廃棄物由来の再生可能エネルギーの利用及び導入のためのシステムを支援する地域独自の事業

別表第 2

事業区分	対象経費
公共施設省エネ・グリーン化推進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
民間施設省エネ・グリーン化推進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
地域環境整備支援事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費及び業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表第3

区分	費目	細目	内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))

		<p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p> <p>一般管理費</p>	<p>次の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>技術管理に要する費用、</p> <p>交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労</p>
付帯工事費			
機械器具費			
測量及試験費			

事務費	事務費	<p>務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表第4のとおりとする。事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="842 904 1417 1245"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000 万円以下の金額 に対して</td> <td>6 . 5 %</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000 万円を超え 1 億 円以下の金額に対して</td> <td>5 . 5 %</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1 億円を超える金額に 対して</td> <td>4 . 5 %</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000 万円以下の金額 に対して	6 . 5 %	2	5,000 万円を超え 1 億 円以下の金額に対して	5 . 5 %	3	1 億円を超える金額に 対して	4 . 5 %
号	区分	率												
1	5,000 万円以下の金額 に対して	6 . 5 %												
2	5,000 万円を超え 1 億 円以下の金額に対して	5 . 5 %												
3	1 億円を超える金額に 対して	4 . 5 %												

別表第 4

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事業主負担保険料をいう。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいう。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいう。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
			消耗品費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な各種事務用品類（備品購入費に係るものを除く）の購入のために必要な経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な器具機械借料及び損料、会場使用料並びに物品等使用料及び損料をいう。
備品購入費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいう。		